

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：25502

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2016

課題番号：24792513

研究課題名(和文) 医療的ケア必要児支援の普及をめざす看護職と保育士の保育連携モデルの開発

研究課題名(英文) Development of a Collaborative Childcare Model between Nursing Professionals and Nursery Teachers to Support Children with Special Healthcare Needs

研究代表者

空田 朋子 (SORATA, TOMOKO)

山口県立大学・看護栄養学部・助教

研究者番号：40382387

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、保育園における医療的ケア必要児の保育実態を明らかにすることである。医療的ケア必要児の保育実態調査の結果、医療的ケア必要児の医療への依存度の高さや看護士の雇用形態によって、看護士と保育士の保育における役割の割合に違いはあるが、どの保育園においても看護士と保育士が連携しながら、医療的ケア必要児の保育を行っていることが分かった。保育園で医療的ケア必要児の保育を行うには、保育園で働く保育士が安心して保育が行えるように、訪問看護の活用も取り入れた看護士確保方法を検討し、保育士が医療的ケア研修を受けられるような保育現場の体制を整備する必要性が示唆された。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examined the status of childcare practice for children with special healthcare needs in Japanese daycare centers. The survey results revealed that while the division of childcare roles among nurses and nursery teachers differed depending on the degree of reliance of children with special healthcare needs on medical care, as well as on the conditions of the nurses' employment, such children were cared for in all daycare centers using a collaborative approach between nurses and nursery teachers. Caring for children with special healthcare needs necessitates examining methods to secure nursing staff and using the services of visiting nurses, so that nursery teachers working at day-care centers will be able to perform childcare with confidence. I propose the development of a system for childcare settings that would enable nursery teachers to receive training in providing medical care.

研究分野：小児看護、医療的ケア児支援

キーワード：医療的ケア 保育 保育園

1. 研究開始当初の背景

文部科学省によると、医療的ケア必要児数は年々増加しており、平成 22 年度は 7,306 名で、小学部 10.6%、中学部 6.5%、高等部 3.4%と低年齢ほど高い割合を示している（文部科学省、特別支援学校医療的ケア実施体制状況調査結果,2011）。乳幼児期の医療的ケア必要児数は明らかになっていないが、近年、医療的ケア必要児が増加する中、医療的ケア必要児の保護者からの保育園への入園ニーズがあるにも関わらず、「医療的ケア」を理由に、保育園への入園が困難な場合が少なく、地域の中で生活する乳幼児期の医療的ケア必要児とその保護者が抱える問題が明らかになっている。

そして、地域の中で、医療的ケア必要児の保育に取り組んでいる保育園があったとしてもその数は僅かであり、保育園での医療的ケア必要児の具体的な保育実態は明らかになっていないのが現状である。

2. 研究の目的

本研究は、医療的ケア必要児の支援体制を確立するために、医療的ケア必要児の保育の普及性・汎用性を重視する観点から、保育園における医療的ケア必要児の保育の実態を明らかにし、保育園における看護職と保育士の保育連携モデルを構築するための課題を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 全国の自治体における医療的ケア必要児の保育園入園状況調査

1) 対象：全国の 1852 市区町村（福島県避難地域及び保育園が無い市区町村は除く）の保育園管轄部署の担当者。

2) 調査方法と調査内容：郵送にて各自治体の保育園管轄部署へ、調査依頼書と医療的ケア必要児の入園状況についての調査票（返信用葉書）を送付した。倫理的配慮として、調査対象者に対して、研究目的や研究方法、匿名性の保証に関する事、参加は自由意志であること、途中中断の権利に関する事、研究結果の公表に関する事を調査依頼書で説明した。そして、調査票の返信をもって研究への同意とすることを調査依頼書に明記した。本調査は、研究者の所属機関の生命倫理委員会の承認を得て実施した。調査期間は、平成 25 年 11 月～12 月である。

3) 分析方法：単純集計により調査結果をまとめた。

(2) 保育園における医療的ケア必要児の保育実態調査

今回、保育実態調査を行うにあたり以下の 2 つの方法で実施した。

1) 調査方法と調査内容：

調査方法 1：医療的ケア必要児の保育に取り組んでいる保育園で、医療的ケア必要児の保育に関する情報収集/資料収集、保育

現場への参加観察法、看護師と保育士への半構造的面接調査の 3 つの内容を調査した。

調査方法 2：保育園を管轄する自治体の担当者から、郵送または電話及びメールにて、医療的ケア必要児が入園している保育園に関する情報収集/資料収集を実施した。調査方法 1・2 の調査において倫理的配慮として、調査対象保育園及び調査対象自治体、そして、調査対象者（看護師と保育士）に対して、研究目的や研究方法、匿名性の保証に関する事、参加は自由意志であること、途中中断の権利に関する事、データ管理の厳守や本研究以外にデータを使用しないこと、研究結果の公表に関する事を調査依頼書を用いて口頭で説明を行い、同意書により研究の同意を確認した。本調査は、研究者の所属機関の生命倫理委員会の承認を得て実施した。調査期間は、平成 24 年 9 月～平成 26 年 9 月である。

2) 対象

調査方法 1 の対象者：医療的ケア必要児の保育に取り組んでいる保育園とその保育園で医療的ケア必要児の保育に携わる看護師 1 名と保育士 1 名

調査方法 2 の対象者：医療的ケア必要児の保育に取り組んでいる保育園を管轄する自治体の担当者 1 名

3) 分析：単純集計及び得られたデータは、逐語録を作成し、質問項目ごとに内容を整理し分析を行った。

(3) 医療的ケア必要児の保育に関する保育士の認識～保育園の保育士へのアンケート調査

1) 対象：A 県内の保育士研修会に参加した保育士 227 名。

2) 調査方法と調査内容：自記式質問紙調査（留置法および郵送法）。対象者に研究目的や研究方法、倫理的配慮を記載した調査依頼書を用いて口頭で説明を行い、調査依頼書、調査用紙、返信用封筒を配布した。回収方法は、対象者が回答後に、研修会場に設置した回収箱への投函または返信用封筒に入れて返送する 2 つの方法とした。回収箱への投函及び返信されたことをもって研究への同意とした。調査期間は平成 25 年 9 月～10 月であった。

3) 分析方法：分析には SPSS Statistics 22.0 を用いて、単純集計により調査結果をまとめた。

4. 研究成果

(1) 全国の自治体における医療的ケア必要児の保育園入園状況調査

回収数 878（回収率 47.4%）、有効回答数 875（有効回答率 99.6%）であった。

医療的ケア必要児の入園状況

全国の市区町村管轄内の保育園において、現在の医療的ケア必要児の入園状況を尋ね

たところ、「入園がある」と回答した市区町村は、96（11.0%）、「入園が無い」と回答した市区町村は、779（89.0%）であった。

医療的ケア実施要綱等の有無

全国の市区町村で保育園における医療的ケア実施要綱等があるかどうかを尋ねたところ、「ある」と回答した市区町村は、13（1.5%）、「ない」と回答した市区町村は、845（96.6%）、「作成中」と回答した市区町村は、7（0.8%）であった。

(2) 保育園における医療的ケア必要児の保育実態調査

合計17の保育園のデータを得た。

調査方法1は、5園の保育園において研究協力が得られ、調査方法2は、8件の自治体から研究協力を得て、その8件の自治体が管轄する12園の保育園に関する情報が得られた。

調査対象の保育園で実施されている医療的ケアの内容（表1）

今回の調査において保育園で実施されている医療的ケアの内容（複数回答）を表1に示す。一つの医療的ケアが必要な児もいれば、複数の医療的ケアが必要な児もいた。

表1 [医療的ケアの内容] （複数回答）

医療的ケアの内容	人数
経管栄養（胃瘻）	3
経管栄養（経鼻）	5
気管内吸引	4
口鼻腔吸引	3
人工呼吸器管理	1
導尿	1
人工肛門管理	1
内服管理 <small>注)</small>	3
酸素吸入法	1

注)内服管理とは長期に管理が必要な内服をさす

医療的ケア必要児の保育園への入園方法

今回の調査結果から、医療的ケア必要児が地域の保育園に入園するには、1)自治体が管轄する保育園（認可）に入園する方法と2)自治体管轄外の保育園（認可外）に入園する方法の2つの方法があることが分かった。（図1）

1) 自治体が管轄する保育園に入園する方法

自治体が管轄する保育園に入園する場合、今回の調査から、(1)自治体で医療的ケアに関する事業が確立されている(2)自治体の保育園を管轄する部署が入園に関する検討を行う の2つの方法があることが分かった。

(1)自治体で医療的ケアに関する事業が確立されている

自治体が管轄する保育園に入園する1つ目の方法として、自治体において「医療的ケア支援事業」や「障害児・者施設訪問看護サービス事業」など、医療的ケアを保育園で実施出来るように1つの事業として確立されている入園方法である。これらの事業は、自治体の福祉課や障害福祉課などが実施していることが分かった。この事業によって、地域の訪問看護事業所から訪問看護師が、医療的ケア実施時間帯に保育園へ派遣される体制となっている。

(2)自治体の保育園を管轄する部署が入園に関する検討を行う

自治体が管轄する保育園に入園する2つ目の方法は、自治体の保育課やこども課など保育園を管轄する部署及び関係保育園で入園に関する検討を行い、看護師確保など医療的ケアが保育園で実施出来るような体制を整えた後に入園する方法である。管轄自治体内で常勤看護師を配置している保育園があれば、その保育園で受入れが可能かどうかを検討する方法をとっている自治体もあった。保育園に看護師が配置されていない保育園や常勤看護師が医療的ケアを実施しないと決定している自治体の保育園への入園希望の場合は、自治体が非常勤看護師の雇用などの準備を行うようにしていた。

2) 自治体管轄外の保育園に入園する方法

今回の調査で「医療的ケア」を理由に自治体管轄の保育園での入園が出来ない場合は、保護者が医療的ケア必要児の受け入れを積極的に行っているNPO法人などの自治体管轄外の私立保育園を自分達で探し、その保育園へ入園していることが分かった。このNPO法人の保育園では定員に空きがあれば見学や申込後、面談や慣らし保育等を実施し、入園出来るようになっていた。

1)自治体が管轄する保育園に入園
(1)自治体で医療的ケアに関する事業が確立
・医療的ケア支援事業
・障害児・者施設訪問看護サービス事業 訪問看護師派遣事業
(2)保育園管轄部署が入園に関する検討
・常勤看護師配置園に入園
・看護師未配置園 非常勤看護師確保し入園
2)自治体管轄外保育園に入園
・保護者が自分で探す 空きがあれば入園

図1 医療的ケア必要児の入園方法

保育園での医療的ケアの実施者（表2）

今回の調査において保育園で医療的ケアを実施するのは全て看護師であった。実施する看護師の雇用形態は大きく分けて、訪問看護師、非常勤看護師、常勤看護師であった。そして、常勤看護師の場合は、保育園によって保育園内での配置方法が異なっ

ており、クラス保育業務も担う保育士定数内配置、保育所設置基準により乳児保育を担う0歳児クラス配置、保育園全体の医療保健業務を行う専任配置の3つに分かれていた。また、ほとんどの保育園では常勤看護師が1名配置のため、表2が示すように加配の非常勤看護師を確保する保育園が2園あった。そして、自治体内で看護師が配置されている保育園から常勤看護師を、医療的ケア児が通園する看護師が配置されていない保育園へ派遣する方法を取っている保育園が1園あった。そして、常勤看護師が配置されていても、自治体において、公立保育園の常勤看護師は、医療的ケアを実施しないと決定している保育園が1園あり、この保育園では、自治体で雇用された非常勤看護師が医療的ケアを実施するようになっていた。

表2 [医療的ケアの実施者]

実施者	園数
訪問看護師	3
非常勤看護師 注)	6
他園の常勤看護師(他園からの派遣)	1
常勤看護師:0歳児クラス配置	1
常勤看護師:保育士定数内配置	1
常勤看護師:専任配置	3
常勤看護師+非常勤看護師	2

注)常勤看護師が配置されている1園を含む

保育園における医療的ケア必要児の保育の実際

今回の調査で明らかになった医療的ケア必要児の保育実態を、3つの事例を通して紹介する。事例を通して医療的ケア必要児の保育を行う上で看護師と保育士の役割を示す。

1)事例:経管栄養(胃瘻)が必要な児

経管栄養(胃瘻)が必要な児で、保育園に在園中の昼食時に胃瘻からの注入を行っていた。胃瘻の実施は訪問看護師が行っていた。

(1)看護師の役割

訪問看護師は、医療的ケア実施時間帯だけの派遣のため、医療的ケアが必要な昼食時間に保育園へ訪問し、胃瘻からの注入を実施していた。この保育園への派遣時間内に、毎日、医療的ケア必要児の保育を担う保育士と情報交換を行い、必要時、保育士への情報提供や助言を行っていた。

(2)保育士の役割

医療的ケア必要児の保育全般は、クラスの担任保育士と医療的ケア必要児の加配保育士で行っていた。クラスの他の子ども達と同じように、遊びや日常生活援助などの保育や健康管理、そして緊急時の判断と対応、保護者との連絡調整など、保育士同士が協力し合いながら行っていた。この事例の医療的ケア

必要児は、経口摂取も可能なため、児に合わせた食事介助を保育士が実施していた。そして、毎日、訪問看護師が派遣される昼食時に医療的ケア必要児の食事の様子や保育の様子を報告し、何か相談したい事があればこの派遣時間帯に行い、訪問看護師からアドバイスをもらうようにしていた。

2)事例:気管内吸引が必要な児

気管内吸引が必要な児で、入園時、保育園に在園している間に、子どもの状態を観察しながら、数回は気管内吸引が必要であった。気管内吸引の実施は、0歳クラス配置の常勤看護師が行っていた。

(1)看護師の役割

保育園で0歳児クラスに配置されている常勤看護師は、保育所設置基準により基本的に0歳児クラスの保育を担当していた。そして、気管内吸引が必要と判断される際に、医療的ケア必要児が在籍するクラスの保育士に呼び出してもらい、気管内吸引を実施していた。看護師は、医療的ケア必要児のクラスに常時居ないため、毎日、児の様子を保育士と確認し合いながら、常に保育士に対して、具体的な助言や情報提供をするようにしていた。

(2)保育士の役割

医療的ケア必要児の保育全般は、クラスの担任保育士と医療的ケア必要児の加配保育士で行っていた。そして、毎日、保育園内にいる看護師との情報共有を行うようにしていた。クラス内に看護師が不在のため、医療的ケア必要児の遊びや日常生活援助、健康管理などの保育を行いながら、気管内吸引が必要かどうかのタイミングの判断(児の症状判断)やその際に看護師の呼び出しを行う役割も担っていた。

3)事例:人工呼吸器管理、経管栄養(経鼻)、気管内吸引、口鼻腔吸引が必要な児

24時間人工呼吸器を装着しており、人工呼吸器管理、経管栄養(経鼻)、気管内吸引、

口鼻腔吸引が必要な児であった。これらの医療的ケアは、非常勤看護師が実施していた。

(1)看護師の役割

非常勤看護師は、医療的ケア必要児の担当として、専属で医療的ケア必要児に配置されているため、保育園での医療的ケアの実施と共に児の保育も基本的に担っていた。児の専属の担当として、登園時の朝の受け入れから降園時のお迎えまで常に傍に寄り添い、児の状態を観察しながら、その都度必要な医療的ケアを実施していた。医療的ケア必要児に常に傍に寄り添い、必要な医療的ケアや日常生活援助などの保育全般を全て行っていた。

(2)保育士の役割

非常勤看護師が医療的ケア必要児の専属の担当として医療的ケアの実施と共に児の保育も基本的に担っているため、クラスの保育士は、日常の保育を医療的ケア必要児の担当の非常勤看護師と協力し合いながら行っていた。

保育園で医療的ケア必要児の保育に携わ

る看護師と保育士の思い

今回、研究協力が得られた5園の保育園において、それぞれの保育園で医療的ケア必要児の保育に携わる看護師1名と保育士1名を対象に、インタビュー調査を行った。インタビュー内容は、医療的ケア必要児の保育を実践して感じた思い、自分の役割に関する考え、保育園で医療的ケアを行うことへの思いなどである。

1) 看護師の思い

看護師5名のインタビュー内容を分析した結果、医療的ケア必要児の保育に関する思いとして、6つのカテゴリー、14のサブカテゴリーが抽出された。カテゴリーを【 】、サブカテゴリーは 、看護師の語りを「 」で示した。

看護師は、医療的ケア必要児の保育を行う中で、医療的ケア必要児の<健康管理>など【看護師としての関わり方】を意識し、【保育士との連携】や【保護者への支援】の大切さを感じていた。そして、保育園で医療的ケア必要児の保育を行うことが【子ども達への良い影響】になっていると感じており、【受け入れに肯定的】な思いを持っていた。そして、保育園で医療的ケア必要児の保育を行うには<看護師の複数確保>や<保育士との協力体制>などの【受け入れ体制の整備】の必要性を感じていることが分かった。

2) 保育士の思い

保育士5名のインタビュー内容を分析した結果、医療的ケア必要児の保育に関する思いとして、6つのカテゴリー、11のサブカテゴリーが抽出された。カテゴリーを【 】、サブカテゴリーは 、看護師の語りを「 」で示した。

保育士は、医療的ケア必要児の保育を行う時に【みんなを意識した関わり方】を心がけていた。また、保育を行う中で【スタッフ間の連携】や【保護者の思いへの対応】の大切さを感じていた。そして、医療的ケア必要児の保育を行うことが【子ども達への良い影響】になっていると感じていたが、一方で医療的ケア必要児を受け入れることに【不安な気持ち】を感じていることが分かった。そのため、<看護師の確保>や<加配保育士の確保>など【受け入れ体制の整備】の必要性を感じていることが分かった。

(3) 医療的ケア必要児の保育に関する保育士の認識～保育園の保育士へのアンケート調査

回収数 183(回収率 80.6%)、有効回答 180(有効回答率 98.4%)であった。

医療的ケアに関する保育士の認知度

「医療的ケア」という言葉の聞知について尋ねたところ、聞いたことが「ない」と回答した保育士は99名(55.0%)であった。また、医療的ケア必要児の保育を知る機会の有無

については、知る機会が「ない」と回答した保育士は105名(58.3%)であった。

医療的ケア必要児の保育に関する保育士の認識

医療的ケア必要児の保育に関する認識(4件法)で質問した。

医療的ケア必要児の保育について「知識があると思わない」と回答した保育士は164名(91.1%)であり、医療的ケア必要児の保育の研修や教育について、十分な研修や教育を「受けていないと思う」と回答したのは、166名(92.2%)であった。そして、医療的ケア必要児の保育について「知りたいと思う」と回答したのは166名(92.2%)であった。医療的ケア必要児の保育について「イメージ出来ないと思う」と回答したのは84名(46.6%)であった。

保育士の約6割が、「医療的ケアという言葉聞いたことがない」「医療的ケア必要児の保育を知る機会がない」と感じており、保育士の医療的ケアに関する認知度はあまり高くないことが伺えた。そのため、保育士の9割が、医療的ケア必要児の保育について「知識があると思わない」、十分な研修・教育を「受けていないと思う」と感じており、医療的ケア必要児の保育についてイメージしにくい状況であることが推測された。その一方で、保育士の9割が、医療的ケア必要児の保育について「知りたいと思う」とも感じており、今後、医療的ケア必要児の保育に関して学ぶ機会を増やす必要性が示唆された。

(4) 保育園における医療的ケア必要児支援へ向けた看護職と保育士の保育連携モデル構築への課題

本研究の調査結果により、十分な数のデータは得られなかったが、それぞれの自治体や保育園において、様々な方法で地域に暮らす医療的ケア必要児を受け入れ、保育を実践していることを知ることが出来た。また、実際の医療的ケア必要児の保育現場では、医療的ケア必要児の医療への依存度の高さや看護師の雇用形態や配置状況によって、保育における看護師と保育士の役割の割合が異なっていることが分かった。しかし、医療的ケア必要児の個々の状況や看護師の雇用や配置の状況によって、看護師と保育士の保育における役割の割合に違いはあるが、どの保育園においても看護師と保育士が連携しながら、医療的ケア必要児の保育を行っていることが分かった。

本研究の調査結果により、保育園における医療的ケア必要児支援へ向けた看護職と保育士の保育連携モデル構築には、次の事項が課題として明らかになった。

保育園で訪問看護が活用できる体制作り

今回の調査で自治体独自の事業を展開し、看護師の確保方法として、地域の訪問看護の活用を行っている自治体があることが分か

った。また、今回の調査結果より、医療的ケア必要児の保育に携わっている看護師は、<看護師の複数確保>などの保育園で医療的ケア必要児の保育を行うには【受け入れ体制の整備】の必要性を感じていた。また、医療的ケア必要児の保育に携わっている保育士も<看護師の確保>の必要性を感じていることが分かった。

現在、日本では健康保険法によって訪問看護の提供場所が「居宅のみ」と制限されている。この「居宅のみ」を改正し、訪問看護を保育園で提供出来る体制を作っていく必要がある。もちろん、全ての医療的ケア必要児が、訪問看護師の派遣のみで対応出来る訳ではないが、保育園における看護師確保が困難な現状の中、保育園で看護師確保の一つの方法として考えていくべきである。そして、現在、常勤看護師を配置している保育園においては、保育園の常勤看護師のサポートや不在時の対応として、常勤看護師と訪問看護の組み合わせという複数の看護師で医療的ケア必要児の保育に対応することで、より充実した保育を提供することが出来、保護者負担の軽減に繋がっていくと思われる。

保育士の医療的ケア研修の促進

平成 24 年 4 月より、介護保険法の改正などの法令に基づいて、一定の研修を受けた介護職員等は、喀痰の吸引及び経管栄養を実施することができるようになった。この法令により、保育士も一定の研修を受けることにより、医療的ケアの一部を担うことが出来るようになってきている。しかし、保育園の保育士の医療的ケア研修はあまり進んでいないのが現状である。今回の調査でも、研修を受けた保育士だけで対応出来る医療的ケアだけが必要な児もいたが、研修を受けた保育士は 1 人もおらず、保育士は医療的ケアを実施していなかった。しかし、保育実態調査の事例の保育士のように保育を行いながら、医療的ケア必要児の症状を判断する役割を担っている保育士もいた。また、保育園の保育士へのアンケート調査結果でも 180 名中 166 名 (92.2%) が医療的ケア必要児の保育の研修や教育について、十分な研修や教育を「受けていないと思う」と回答し、医療的ケア必要児の保育について「知りたいと思う」と回答していた。

今後、保育士が医療的ケア研修を受けられるような保育現場の体制を整備し、子どもの健康管理の一環として医療的ケアについての知識を持ち、医療的ケア必要児の保育や療育に看護職と共に携われるような体制を作りあげていかなければならない。しかし、慢性的な保育士不足である保育現場において、地域の全ての保育園の保育士が、医療的ケア研修を受けることは難しい現状がある。自治体は、医療的ケアに対応出来る保育園を地域の保育園の中から決定し、この医療的ケア対応保育園の保育士が、優先的に研修を受けら

れるような体制を作っていく必要がある。

(5) 今後の課題と展望

平成 28 年 6 月、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部の改正により、各自治体に医療的ケア児支援強化の努力義務が課された。また、厚生労働省は、医療的ケア児保育支援モデル事業を平成 29 年度概算要求に盛り込み、自治体が看護師を雇用する費用の半分を国が補助することや保育士の研修受講支援をあげている。国が示しているように、地域の中で暮らす医療的ケア児の保育に関する需要は増えており、各自治体は、今後、医療的ケア児保育支援モデル事業に取り組み、地域の中で医療的ケアに対応出来る保育園の整備を早急に進めていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

空田朋子、医療的ケアが必要な子どもの保育に関する保育士の認識、第 20 回日本保育園保健学会、2014 年 10 月 25 日、東京都

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

空田 朋子 (SORATA TOMOKO)

山口県立大学・看護栄養学部・助教

研究者番号：40382387

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()